

令和2年（2020年）5月5日

熊本県職業能力開発協会会長 様

熊本県商工観光労働部長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の使用停止の協力要請等について

このことについては、令和2年（2020年）4月21日付けで依頼したところですが、全国一律に緊急事態宣言が延長されたこと等を踏まえ、下記のとおり、施設の使用停止の協力要請を5月20日（水）まで延長し、感染状況の推移を確認しつつ、感染防止対策を徹底していただくことを条件に、段階的に制限を解除していくこととしましたのでお知らせします。

つきましては、下記について、貴団体の事業者の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、営業再開を検討されている事業者の皆様に対しましては、下記2のとおり、感染防止対策の徹底等を行うよう周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

引き続き、感染拡大防止に向けた御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 施設の使用停止の協力要請について

(1) 要請する内容等

- ① 感染拡大につながるおそれのある施設について、施設の使用停止の協力を引き続き要請する。
- ② 協力要請を行う施設は4月21日の要請時から変更なし。
(詳細は別紙1を参照)

(2) 要請する期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月20日（水）までとする。

2 営業再開について

(1) 営業再開の判断

社会経済活動の維持との両立にも配慮し、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとした基本的な感染防止対策の徹底等を条件として、営業の再開を可能とする。

なお、営業再開に当たっては、別紙2「感染防止対策チェックリスト」(※)を参考に、必要な対策を検討のうえ、実施すること。また、当該チェックリストについては、施設利用者が確認できる位置に掲示すること。

(事項へ続く)

(※) 以下の4種類から、業種に応じて活用すること

- ①一般用 (②～④以外の業種) ②遊興施設・遊技施設用 ③パチンコ店用
④食事提供施設

(2) 段階的な営業再開

- ・ 「三つの密」を避けることができない「キャバレー」等、接待を伴う飲食店等については、営業再開の対象外とする。
- ・ 「バー、漫画喫茶等の遊興施設」、「パチンコ店、マージャン店等の遊技施設」については、「三つの密」の排除や、換気・消毒、人と人との距離を適切にとるなどの基本的な感染防止対策を徹底することを条件に、5月11日(月)からの営業再開を認める。
また、飲食店等の営業時間や酒類提供時間の制限についても、同様の感染防止対策の徹底を条件に、同じく5月11日(月)から制限を解除する。
- ・ その他、休業要請中のこれら以外の施設については、基本的な感染防止対策を徹底することを条件に、5月7日(木)からの営業再開を認める。

3 事業者の皆様への支援について

休業要請の対象となる事業者だけでなく、感染拡大の影響を受けている多くの事業者の皆様の事業継続を支援するため、国・県・市町村等において様々な支援制度がありますので、パッケージで総合的に御活用ください。
(制度の概要については別紙3を参照)。

<休業要請や県の休業要請協力金・事業継続支援金>

相談窓口 (9時～19時 (平日・休日))
電話：096-333-2828 (直通)

<国の持続化給付金>

コールセンター (8時30分～19時 (5月・6月は毎日))
電話：0120-115-570

<国の雇用調整助成金>

熊本労働局 (8時30分～17時 (土日、祝日除く (※5/2～6は電話対応)))
電話：096-312-0086

<資金繰り支援>

※お近くの取扱金融機関にお尋ねください。

<商工会・商工会議所での相談>

資金繰りや各種助成制度等に関する相談を受け付けています。

※お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会にお尋ねください。

<市町村支援制度>

家賃支援など、独自の支援策を設けている市町村があります。

※各市町村にお尋ねください。

<お問合せ先>

■施設の使用停止の協力要請に関すること

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

(熊本県健康福祉部健康危機管理課) 上野・緒方

直通：096-333-2630 (内線 5930, 5932)

■事業者への支援に関すること

商工観光労働部 商工政策課 梅川・山田・桶谷

直通：096-333-2313 (内線 5114, 5111)